

公益財団法人北海道結核予防会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人北海道結核予防会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 本会は、昭和14年4月28日内閣総理大臣に賜った皇后陛下令旨を奉戴し、結核を中心とする疾病の予防並びにそのための啓発普及及び調査研究等に関する事業を行い、もって北海道民の保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 結核を中心とする呼吸器疾患及び生活習慣病の予防並びにこれらを行うために必要な医療施設の設置及び運営
 - (2) 結核を中心とする呼吸器疾患及び生活習慣病の予防のための普及啓発
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

第 2 章 財 産 及 び 会 計

(財産の種類等)

第5条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を得なければならない。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第6条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める資産運用規定によるものとする。

- 2 基本財産のうち、現金は、銀行等への定期預貯金又は国債、公債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本会の事業計画及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下この条で「事業計画書、収支予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに北海道知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に北海道知事に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第10条 本会が、借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長

及び専務理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第9条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員

(定数)

第12条 本会に評議員5名以上10名以内を置く。

(選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次の団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、本会の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記しなければならない。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第17条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度の決算を承認する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前までに退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができ、その額は、毎年総額30万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第4章 評議員会

(構成及び権限)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって、招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第24条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関し助言する。

- 5 顧問及び参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 7 前項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 6 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 理事長及び専務理事以外の理事のうち、3名以内を常務理事とすることができる。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会において決議によって各々選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長及び専務理事は本会を代表するとともにその業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2項の業務執行理事とする。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度の決算を承認する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度の決算を承認する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。また、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第25条第1項に定める役員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員が、次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、常時勤務する役員及び特別な職務を執行した役員に限り、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、理事会においてその取引についての重要な情報を開示し、承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会が理事の債務の保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除及び限定)

第33条 本会は、役員一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免

除することができる。

- 2 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、10万円以上であらかじめ本会が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 7 章 理 事 会

(設置)

第34条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から、会議の目的たる事項を記載した書面により理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2号により理事が招集する場合及び前条第3号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第2号の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面または電磁的記録により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条の2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意を得たときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものと

する。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長、専務理事及び監事は、記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条及び第4条について適用する。

(合併等)

第42条 本会は、評議員会の決議により、一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第43条 本会は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局及び職員

(事務局の設置)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(職員の任免)

第47条 職員の任免は、理事長が行う。なお、重要な使用人については、理事会の承認を得て理事長が行う。

(備付帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬等規程
- (7) 事業計画書、収支予算書等
- (8) 事業報告書、計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 上村 友也 河村 勝則 中井 誠一 夏井 恵子 宮田 陸彦
山下 幸紀

監事 大場 久夫 水野 克也

4 本会の最初の会長は上村友也、専務理事は山下幸紀とする。また、最初の常務理事は、中井誠一及び宮田睦彦とする。

5 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

安藤 利昭 鎌田 有珠 齋藤 ヨシ子 東洋 彰宏 西村 正治
平山 妙子 福島 康則

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成29年6月27日から施行する。

(代表理事の変更)

2 この規程の一部を次のようにして改正する。

「会長」を「理事長」に改める。

(役員の種類追加)

3 第25条に次の1項を加える。

「4 理事の中から、代表理事であった者を会長とすることができる。」

(役員選任の改正)

4 第26条第2項中「会長、専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。」とあるのは、「理事長、専務理事、常務理事及び会長は、理事会において選任する。」に改める。

(補欠又は増員された役員の任期追加)

5 第29条第3項を1号繰り下げ、第3号として次の1号を加える。

「3 補欠により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。また、増員により選任された役員の任期は、他の現任者の残任期間とする。」

(権限の改正)

6 第35条(3)中「会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職」とあるのは「理事長、専務理事、常務理事及び会長の選定及び解職」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成30年6月26日から施行する。

(決議の省略追加)

2 第39条の次に次の1条を加える。

「第39条の2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったも

のとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。」

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は令和5年7月1日から施行する。
(財産の管理に関する変更)
- 2 第6条第1項中「議決を経て、理事長が別に定める」を「決議により別に定める資産運用規定によるものとする」に改める
- 3 第6条第2項中「財産」を「基本財産」に改める。
(同一字句の改正)
- 4 第9条第2項、第18条、第27条第4項及び第44条中「箇」を「か」に改める。
(評議員の任期に関する変更)
- 5 第15条第1項中「選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する」を「選任後4年以内に終了する最終の事業年度の決算を承認する」に改める。
(評議員会及び理事会の招集に関する追加)
- 6 第20条第1項及び第37条第3項中「書面」の次に「または電磁的記録」を加える。
(役員の種類及び定数の改正)
- 7 第25条第4項を削る。
(役員を選任等に関する変更)
- 8 第26条第2項中及び第35条第1項第3号中「理事長、専務理事、常務理事及び会長」を「理事長、専務理事及び常務理事」に改める。
(理事の任期に関する変更)
- 9 第29条第1項中「選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する」を「選任後2年以内に終了する最終の事業年度の決算を承認する」に改める。
(監事の任期に関する変更)
- 10 第29条第2項中「選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する」を「選任後4年以内に終了する最終の事業年度の決算を承認する」に改める。
(決議の省略に関する変更)
- 11 第39条の2中「同意の意思表示をしたときは」を「同意があるときは」に改める。